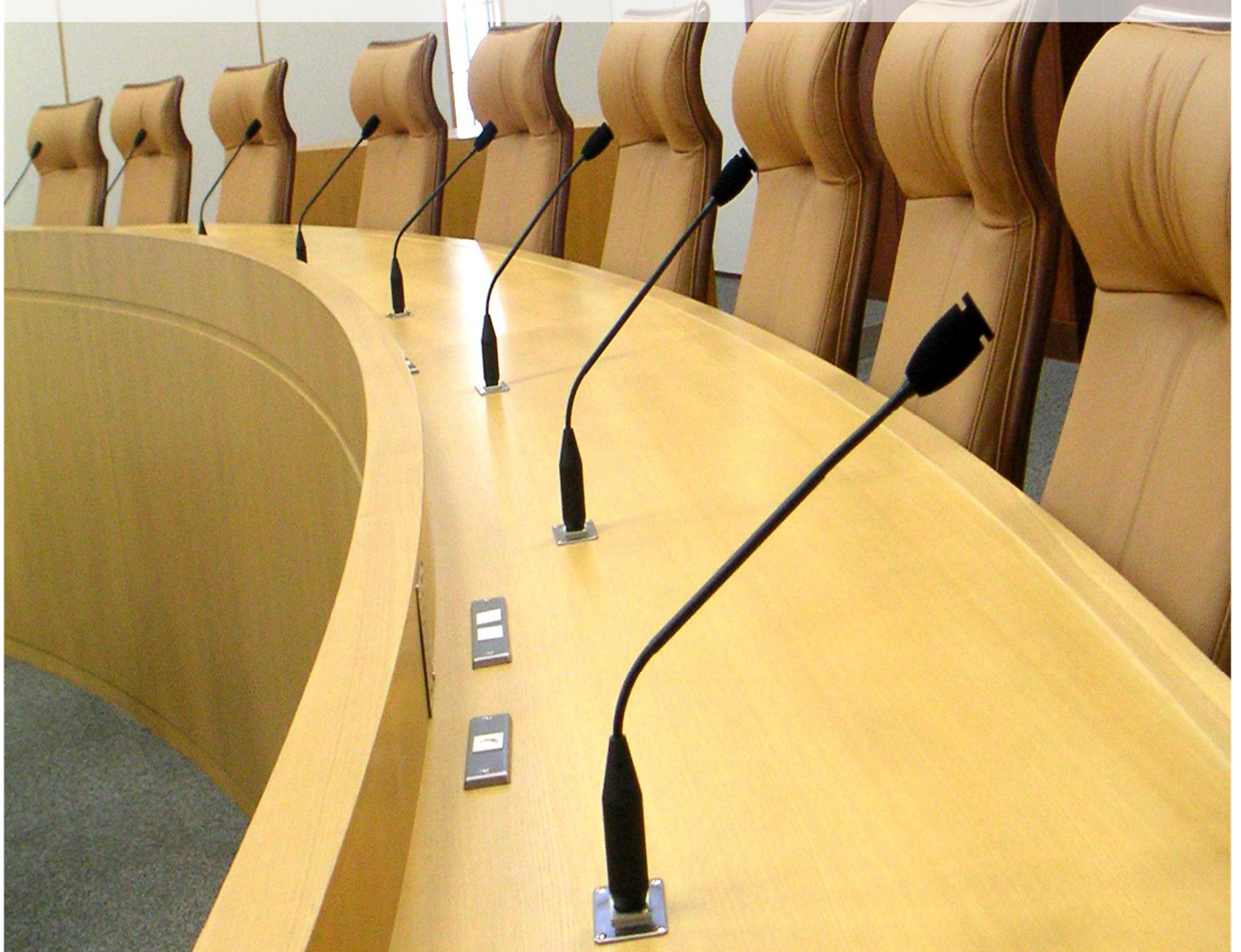




裁判員制度 パネル展

宮崎地方裁判所

裁判員制度は 国民から選ばれる裁判員が 刑事裁判に参加する制度です



6人の裁判員と3人の裁判官が
ともに刑事裁判に立ち会い
被告人が有罪か無罪か
有罪の場合どのような刑にするかを
判断します

令和7年の 裁判员候補者名簿に登録された方へ お知らせを発送しました

裁判员候補者名簿記載通知イメージ

大切なお知らせです。必ず、ご開封ください。

000-0000
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇

〇〇〇〇〇様



999999999999

99/99 9999999999#
999

親展

料金後納
郵便

折曲厳禁

令和6年11月




裁判员制度

〒102-8651
東京都千代田区隼町4番2号
最高裁判所
このお知らせに関するお問い合わせ先 *****
受付時間 午前8時30分～午後6時30分(日曜祝日除く)
(開設期間 令和6年11月14日(木)～令和6年12月13日(金))

(音声コードです。下部の切り
欠きは音声コードがあること
をお伝えするものです。)

◆ 令和6年11月13日に発送しました ◆

令和7年の裁判员候補者名簿に登録された方へ「裁判员候補者名簿への記載のお知らせ(名簿記載通知)」を発送しました。

これは、令和7年2月頃から翌年2月頃までの間に、裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためのもので、この段階で、すぐに裁判所へお越しいただく必要はありません。

一緒に調査票もお送りしています

調査票は、裁判員候補者の方の事情を早期に把握し、調査票のご回答の内容により、明らかに辞退が認められる場合等には裁判所にお越しいただくことのないようにして、裁判員候補者の方々のご負担を軽減するためにお送りするものです。

お尋ねする項目に当てはまらない方は、返送していただく必要はありません。

裏面の 調査票提出にあたっての注意事項 をご確認ください →

調査票

秘

返送期限 令和6年 **11月29日(金)**【必着】

以下の第1から第4の事由に当てはまらない方は、ご提出いただく必要はありません。

第1 1年間を通じ、裁判員になることを辞退できる場合

次の1~6に当てはまる場合には、1年間を通じて辞退をすることができます。辞退を希望する場合には、当てはまる番号に○をつけ、必要な事項を記入してください。

1 令和7年1月1日現在、70歳以上である。→

異議は終了です。
年齢を証明する資料は不要です。

2 令和3年4月1日以後、裁判員又は補充裁判員の職にあったことがある。

→ 年 月 ころ 地方裁判所 支部

3 令和5年4月1日以後、選任予定裁判員であったことがある。

→ 年 月 ころ 地方裁判所 支部

4 令和3年4月1日以後、検察審査員又は補充員の職にあったことがある。

→ 年 月 ころ 検察審査会

資料は
不要です。

5 令和7年の1年間を通じ、学校の学生又は生徒である。→

学生証（記章が両面にある場合は両面）の写し等の資料が必要です。※

学生・生徒とは、大学、大学院、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校、各種学校に在学している方が該当します。通信制、夜間通学制は含まれません。

6 令和7年の1年間を通じ、ご自身の重い病気又はケガにより裁判員に参加することがむずかしい。→

診断書の写し等の資料は、すでにお手元にあるなど、簡単に準備できる場合には提出してください。※

→ 現在、病状等をつづきつたない期間で、具体的に記入してください。

※ 資料の提出に際しては裏面の「調査票提出にあたっての注意事項」を必ずご確認ください。

こちらに記入した番号の数字・年齢は必要

裏面の第2に続きです

調査票（続き）

第2 裁判員になることができない職業

Q&Aの2記載の職業のいずれかに当てはまる場合には、裁判員になることができません。当てはまるものがある場合には、次の1に○をつけてください。

1 該当する。 職業等がわかる身分証明書の写し等の資料が必要です。

第3 裁判員になることが特に難しい特定の月がある場合

2か月を上限に、[経過を希望する月]を記入し、その[理由]の番号1～6に○をつけてください。あわせて、[具体的な事情]を記入してください。

その1

[経過を希望する月] 月

ひと月のみ記入してください。

[理由]

- 1 仕事上の事情
- 2 重要な用事・予定
- 3 出産予定
- 4 重い病気又はケガ
- 5 介護等
- 6 育児

[具体的な事情]

その2

[経過を希望する月] 月

ひと月のみ記入してください。

[理由]

- 1 仕事上の事情
- 2 重要な用事・予定
- 3 出産予定
- 4 重い病気又はケガ
- 5 介護等
- 6 育児

[具体的な事情]

資料の写し 診断書の写し、医療費の内容が分かる領収書の写し、要介護認定者であることを証する書類の写し、介護保険証の写し、障害者手帳の写し等

第4 氏名・住所の変更があった場合は、変更後の氏名・住所を記入してください

[変更後の氏名] 氏 名

[変更後の住所] 〒 □□□□-□□□□ 都 道 区 市 府 県 郡

これで終わります。きりとリ線まで切り離し、**同封の返送用封筒に入れて返送してください。**
調査票や提出された資料に記載された個人情報等は、適切に管理し、裁判員裁判に関する事項以外で利用することはありません。

第1から第4の事由に当てはまらない方は、ご提出いただく必要はありません。

◆ 調査票での辞退の申し出について ◆

調査票では、①1年を通じての辞退の希望・理由、②裁判員になることができない職業に就いているか、③特定の月における辞退の希望・理由などをお尋ねしています。

なお、この調査票以外に、実際の事件の裁判員候補者に選ばれた際にお送りする質問票や、裁判員選任手続において辞退を申し出ていただくことも可能です。

名簿記載通知が届いてから 裁判員に選ばれるまで ～ 裁判員選任手続の流れ ～

令和6年秋頃

裁判員候補者名簿の作成

令和7年1月1日時点、満18歳以上で選挙権のある人の中から、翌年の裁判員候補者となる人を毎年くじで選び、裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作ります。

令和6年11月13日(水)

候補者へ通知・調査票の送付

調査票の記載から、明らかに裁判員になることができない人や1年を通じて辞退事由が認められる人は、裁判所に呼ばれることはありません。

事件ごとの裁判員候補者がくじで選ばれます

期日のお知らせには、裁判員を務めていただく予定の期間を記載しています。このお知らせは、法律上「呼出状」と呼ばれています。

選任手続期日の6～8週間前(令和7年1月以降)

選任手続期日のお知らせ・質問票の送付

質問票の記載から、辞退が認められる人は、裁判所にお越しいただく必要はありません。

選任手続期日(令和7年2月頃～令和8年2月頃)

裁判所で、候補者から裁判員を選ぶための手続(選任手続)を行います

裁判長は、候補者に対し、辞退希望等について質問をします(質問手続)。

裁判員となる人を決定します



最終的にその事件の裁判員6人(必要な場合は補充裁判員も選任)をくじで決定します。

この段階において、裁判員になれない人や辞退が認められた人は、その事件の候補者から除外されます。

裁判員に選ばれてから裁判員としての仕事を終えるまで

～ 裁判員の仕事 ～

1. 審理に立ち会う

裁判員は、裁判官と一緒に、刑事裁判の法廷（公判といいます。）に立ち会います。

公判では、証拠として提出された物や書類を取り調べるほか、証人や被告人に対する質問が行われます。

なお、裁判員は、証人等に質問することもできます。



2. 評議（評決）する

裁判員は、裁判官と法廷で見聞きした証拠をもとに、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合、どのような刑にするのかについて議論し（評議）、結論を出す（評決）ことになります。

評議では、ひとりひとりの疑問、意見を自由に述べあうことが大切です。



3. 判決に立ち会う

裁判長が行う判決宣告に立ち会い、裁判員の仕事は終了します。



宮崎県では1, 100人の方が 令和7年の裁判員候補者に 選ばれました



Q1. 裁判員候補者に 選ばれる確率は？



約803人に1人です。

※県内の有権者全体数に占める令和7年の裁判員候補者名簿に登録された方(1, 100人)の割合です。

Q2. 裁判員等に 選ばれる確率は？



約21, 420人に1人です。

※県内で令和5年に選任された裁判員は31人、補充裁判員は11人でした。裁判員等に選ばれる確率は、20歳以上(令和5年より18歳以上)の有権者21, 420人に1人程度となります。

Q3. 裁判員裁判は どこで行われるの？



宮崎県では
宮崎地方裁判所で行われます。

Q4. 裁判員裁判になる事件は どれくらいあるの？



令和5年は県内で**8人**起訴されました。

※令和5年の裁判員裁判対象事件の新受人員(延べ人員)です。

Q5. 裁判員が裁判所に 出席した日数は？



平均約8日です。

※選任手続、裁判、評議等に出席した日数

(令和5年:全国)

裁判手続に参加した日数	割合
3日	0.3%
4日	2.6%
5日	13.5%
6日	20%
7～10日以内	47.7%
11日以上	15.9%

Q6. 裁判員裁判では どのような事件を扱うの？



**一定の重大な犯罪に関する
地方裁判所の刑事事件
を扱います。**

※全国の地方裁判所における裁判員裁判対象事件の新受人員(起訴された人員)内訳(令和5年)

事件罪名	延べ人員	割合
強盗致傷	259人	26.6%
殺人	202人	20.8%
覚醒剤取締法違反	123人	12.7%
現住建造物等放火	100人	10.3%
不同意わいせつ致死傷	88人	9.1%
その他	200人	20.6%

国民の皆さんが参加することによって ひとりひとりの感覚や経験に根ざした 新鮮で多様な視点が裁判にもたらされます

裁判員制度は、平成21年5月21日に始まりました。これまで、様々な年代や職業の方々に、裁判員として裁判に参加していただき、多くの判決が出されています。

裁判員制度は、国民の皆さんのご協力なしには成り立たない制度ですので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。



裁判員経験者の声

～実際に裁判員を経験された方々の声をご紹介します～

検察官や弁護人の説明に、わかりやすい表や図の入った資料が配付されるのにびっくりした。裁判員に少しでも**わかりやすく理解してもらおう**という配慮を感じた。

(50代, お勤め)

とても話しやすく、自分の意見もはっきり伝えることができた。

全員の話も聞けて**十分な議論ができました**。

(30代, 自営・自由業)

傍聴すらしたことがなかった「裁判」に参加していたなんて今でも信じられないほどですが、法廷での審理や評議を通して、**裁判官、裁判員が一丸となり一つの答えを導き出した**ことは何にも代え難い経験でした。

(60代, お勤め)

裁判がどのように進められているのか、**実際に経験出来た**ことで、仕組みを理解し、自分とは関係がないと思っていた「**裁判**」が**身近に感じられる**ようになった。また、今後も、身の回りで起こっているニュース等、裁判に興味を持てるようになった。

(30代, 専業主婦・専業主夫)

他者の意見を聞くことの大切さやその出来事の背景に隠れているものに目を向けることなど、当事者たちの人生に触れながら、この数日間で本当に**多くの貴重なことを学ぶことができた**。

(20代, お勤め)

当初は不安が大きかったのですが、評議とともにその**不安は解消されました**。また、裁判官も丁寧に説明してくれましたので、法的な知識も若干ですがついたように思います。**裁判員をやった良かった**と思います。

(70歳以上, 無職)